

海の森水上競技場

環境影響評価書案審査意見書と環境影響評価書との関連

主な項目	評価書案審査意見書の内容	審査意見書への対応
大気等	工事用車両の走行に伴う大気等の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。	周辺事業を含めた複合影響の予測を行った。 (p.82 及び資料編 p.38 参照)
水質等	工事の施行中における濁り(SS)の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り(SS)の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。	環境保全措置を徹底し、濁り(SS)の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図る。
	締切堤を設置することによる、計画地内の締切堤近傍の水質への影響についても記述すること。また、水質への影響が考えられる場合には、必要に応じて適切な環境保全措置を講じること。	計画地内の締切堤近傍の水質への影響について追記した。 (p.157 参照)
	開催後の設備等の持続的稼働において、水門は開放状態として予測を行い、締め切られた際は水質保持のためポンプによる海水交換を行うとしていることから、設置するポンプの揚排水量の考え方等について、詳細に記述すること。	設置するポンプの揚排水量の設定根拠について追記した。 (p.17 参照)
土壌	工事中に土壌汚染が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにすること。	土壌汚染が確認された場合には、適切な土壌汚染対策を講じるとともに、その内容をフォローアップ報告書において明らかにする。
生物の生育・生息基盤 生物・生態系 緑	計画地における緑の維持管理の方法について具体的に記述するとともに、フォローアップ調査において、植栽後の樹木の状況、維持管理の実施状況を確認し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。	植栽樹木の維持管理計画について追記した。 (p.197、236、244 参照)
生物・生態系	現地調査では鳥類などの注目される種が確認されていることから、フォローアップ調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討すること。	フォローアップ調査において、事業の実施に伴う影響を調査し、必要に応じて更なる環境保全のための措置を検討する。
	工事の施行中における濁り(SS)の影響の範囲を300m程度までと予測していることから、環境保全措置を徹底し、濁り(SS)の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図ること。	環境保全措置を徹底し、濁り(SS)の発生と影響の範囲の抑制に努め、水生生物への影響の低減を図る。

主な項目	評価書案審査意見書の内容	審査意見書への対応
騒音・振動	工事用車両の走行に伴う騒音・振動の評価において、近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、当該計画の影響を考慮すること。	周辺事業を含めた複合影響の予測を行った。 (p.264 及び資料編 p.167 参照)
景観	周辺環境との一体性を重視し、公園の豊かな緑や海の水が感じられる外観としているが、代表的な眺望地点として設定している地点から計画建築物の様子を把握することができないため、近傍からの地点を追加すること。	近景域からの代表的な眺望地点を追加して予測を行った。 (p.277、278 参照)
自然との触れ合い活動の場	都民の憩いの場と周辺施設との動線や、計画地南側との連続性が確保されていることから、このことについて、計画地内の歩行者動線を図示するなど、わかりやすく説明すること。	計画地内の歩行者動線図を追記した。 (p.300 参照)
歩行者空間の快適性	遮熱性舗装の敷設や道路沿いに緑の帯を形成する等歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行うとしていることから、これらの対策を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の暑さ対策に努めること。	暑さ対策を確実に実施するとともに、必要に応じてより一層の暑さ対策に努める。
水利用	雑用水には、雨水を 14% 利用し、残りは上水を使用する計画としているが、上水の使用量の削減に努めるとともに、更なる水の有効利用についても検討すること。	施設の水利用計画について修正した。 (p.321、322 参照)
廃棄物	建設工事に伴い生じる廃棄物の予測において、再資源化率を「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値と設定しているが、当該計画は平成 28 年 4 月に改定が行われたことから、実際の工事に当たっては、新しい計画の目標値を達成するよう努めること。	工事の実施に当たっては、「東京都建設リサイクル推進計画」(平成 28 年 4 月)の目標値の達成に努めることを追記した。 (p.344 参照)
	設備等の持続的稼働における廃棄物について、再資源化率を類似施設の実績から 20% と設定しているが、当該施設はオリンピック・パラリンピックレガシーとなる施設であることから、より高い再資源化率を達成するよう努めること。	設備等の持続的稼働に伴う廃棄物の再資源化に努めることを追記した。 (p.344 参照)
エコマテリアル	建設工事において、エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認すること。	エコマテリアルの積極的な利用に努めるとともに、使用状況について確認する。

主な項目	評価書案審査意見書の内容	審査意見書への対応
温室効果ガス エネルギー	施設の建設に当たっては、「予測に反映しなかった措置」に挙げられている環境保全措置を積極的に導入し、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の更なる削減に努めること。	省エネルギー設備等の実施状況や見込まれる効果について、フォローアップ調査で確認することを追記した。 (p.373、384 参照)
土地利用	本事業によりスポーツ施設が建設され、臨海部の新たな競技会場や選手村等の整備等と一体となった土地利用が図られるとしていることから、このことについて、具体的に説明すること。	臨海部の競技会場や選手村整備との一体的な土地利用が図られていることを追記した。(p.391 参照)
安全	アクセス経路のバリアフリー化が十分ではないなど、歩行者の安全が確保されていないことから、整備に当たっては、策定が進められている「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」に基づき、だれもが安全に利用できるよう努めること。	「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を踏まえた整備等を行うことを追記した。 (p.415 参照)
消防・防災	高潮への対策として競技場全体を防護できる施設としているが、この施設における対策について具体的に説明すること。	高潮対策について追記した。 (p.433 参照)
交通渋滞 公共交通へのアクセシビリティ 交通安全	計画地の周辺には多くの工事用車両の走行が考えられることから、安全走行の徹底を図ることはもとより、これらの車両が市街地で待機や違法駐車等をするのがないよう、運転者への指導を徹底するなど、必要な環境保全措置を講じ、周辺地域におけるより一層の交通の円滑化及び交通安全の確保に努めること。	工事用車両の市街地での待機や違法駐車等に関する対策を追記した。 (p.32 参照)
交通渋滞	近接して環境影響評価条例の対象事業が計画されていることから、工事に当たっては、当該事業者等と十分な協議を行い、事業の実施に伴う工事用車両の影響をできる限り低減するよう努めること。	計画地周辺で実施される事業者との協議・調整を行うことを追記した。 (p.440 参照)